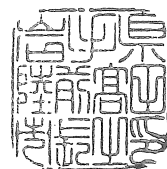


陸前高田市告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、その旨を告示する。

平成28年9月16日

陸前高田市長 戸羽 太



1 都市計画の種類

地区計画等（地区計画）

2 都市計画を変更した土地の区域

陸前高田市高田町字大石沖、字荒町、字大町及び字馬場並びに字中川原、字洞の沢、字下和野、字栃ヶ沢、字砂畑、字西和野、字鳴石、字裏田、字中和野、字長砂、字大石、字川原、字東和野、字寒風、字森の前、字太田、字本宿、字馬場前、字山苗代、字館の沖及び字本丸の各一部（別紙図書のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書の縦覧場所

陸前高田市役所建設部都市計画課内

備考 「別紙図書」は、省略し、変更に係る都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。